東大阪大学及び東大阪大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止管理責任体制

公的研究費の管理責任体制及び職務内容（公的研究費の管理運用・監査体制に関する規程より）

最高管理責任者 （学長） （規程第4条）	・本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。 ・不正防止計画を策定し、進捗管理を行う。
統括管理責任者 （副学長） （規程第5条）	・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進責任者 （事務局長） （規程第6条）	・コンプライアンス推進についての実質的な責任と権限を持つ
告発等の受付窓口 （総務課） （規程第12条）	・通報内容を最高管理責任者に報告する ・通報者の保護を徹底する
内部監査 （総務部長） （規程第17条）	・会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。 ・実施結果を最高管理責任者に報告する
検収担当部署 （総務課） （規程第16条）	・納品物品等の検収
相談窓口 （総務課） （規程第11条）	・公的研究費に係る事務処理手続きに関する相談